先物協会ニュース
JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION

発行　日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
TEL(03)3664-5731　FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

志

私の好きな一文字

矢吹 敏之

（矢吹 敏之　北辰物産常務）

FUTURES PLAZA

プロとしての知識鍛える

明治物産
開発部　大津 博之

僭越ながらせっかくの機会なので先物業界に入ってからを簡単に振り返りたいと思う。

入社当時はまだ黒板にチョークで値段を書くといったアナログの時代であり、そのころと比べるとこんなに短期間で、パソコンや携帯電話などで、いつでもどこでもリアルタイムの値段を知ることができるような時代になるとは想像もつかなかった。

いまではなくてはならないツールとなり、便利になった分いろいろな情報が氾濫することとなって、その取捨選択も自己責任となっている。

また、上場商品の数も増えコーン、コーヒー、原油、石油製品などが加わり、今後もコメなどさまざまな商品の上場が検討されている。

東京工業品取引所の上場商品がザラバ取引に移行するなどし、先物市場の出来高は飛躍的に伸びることとなったが、ただ如何せん委託者数と預かり委託証拠金は伸び悩みとなっている。今後は商品先物取引に馴染みのなかった顧客の開拓が課題となってくるであろう。

過去にも様々な変化があったわけだが、先物業界のみならず、パソコン、インターネットの普及により、変化のスピードが一段と速まることとなった。現在わたくしの所属する開発部でも、数年前から24時間取引可能な外国為替証拠金取引をスタートしている。

5月から大改正された商品取引所法が施行され、また、7月から為替証拠金取引は金融庁の監督下に置かれることとなり、新たなルールが実施される。社会的認知度が高まれば高まるほど、私たち取引員の資質も向上させていかねばならず、変化にも柔軟に対応していかねばならない。

プロとしての知識を鍛え、投資家のニーズに応えていかねばならないだろう。

【プロフィール】
1964年大分県生まれ。1988年明治物産株式会社入社。2004年より開発部に所属。

改正商品取引所法施行

経済システムとして信頼性向上へ

「商品取引所を中心とする市場の機能の向上」と、「商品取引員による市場仲介機能の適正化」をうたう改正商品取引所法が5月1日、施行された。

近年の商取法改正は、平成2年の「委託者保護」と「市場の国際化」を柱とした改正と、平成10年の「市場の利便性の向上」、「市場の信頼性の向上」を目指したものがあるが、今回は幅広い大改正となった。

その背景は、①各種の規制緩和等の経済構造改革の進展や、経済活動のグローバル化によってリスク管理ニーズが高まり、商品先物市場の持つ価格変動のリスクヘッジ及び公正な指標価格の形成といった産業インフラとしての機能がこれまで以上に重要になっていること。

②経済活動のグローバル化の中で、欧米のみならず、アジア諸国の商品先物市場の整備が急速に進展、商品取引所外の先物類似取引のための市場（OTC）の台頭がみられ、また、金融先物取引・証券取引分野の制度の先行などによって市場間競争が激化、我が国商品先物市場が十分な流動性を確保していくためには、国際的な競争力の強化を目指した制度整備を行うことが重要であること。

③平成16年末の委託手数料の完全自由化によって商品取引業界を取り巻く競争環境が大きく変化することが予想され、それに商品取引員が適応していく環境を整備するとともに、商品取引員の破綻等に備えて委託者保護・市場の安定確保のためのセーフティネットを整備しておくことの重要性――の3点である。

債権保全制度拡充

改正商取法の理念と具体的な改革は次の通り。

「市場機能の向上」では、①委託者債権保全制度の拡充（証拠金の取引所預託と完全分離保管を徹底し、従来の指定弁済機関を取引員全員加入の基金制度に発展させること）。

②トランスファー制度の導入（商品取引員の破綻リスクからの市場機能の継続性維持及び委託者の保護のために重要で、国際化を図るためにも導入する）。

③クリアリング（清算）制度の拡充（クリアリングに関する制度の整備は、海外からの資金導入の円滑化のためにも重要で、取引所横断的な決済による取引の効率化が可能なアウトハウス型クリアリングハウスも導入できるようにした）。

④広範なリスクヘッジニーズに対応した商品が上場できる環境整備を図り、他方で上場適格性が失われた商品については上場廃止を機動的に行う。

⑤商品取引所の会員資格の拡大（従来の「当業者」にはユーザー業者が含まれていなかった。幅広い投資家の参加を受け入れるため当業者の範囲を拡大する）。

⑥取引所が株式会社組織を選択できるようにする。

⑦市場管理・市場監視のあり方の見直し（建玉制限、値幅制限のルールを見直すとともに市場監視体制を強化）。

市場参加者構造の変容を期待

「市場仲介機能の適正化」では、①商品取引員の許可制度について、商品市場ごとの区分及び受託と取次の区分を見直し、市場横断的な市場仲介業者としての資格にした。

②委託者トラブルの多くが商品取引員の勧誘方法に関連していることを踏まえ、不適格な委託者の参加を防止し、自己責任に基づく主体的な投資判断ができる投資家の参加を確保するため適合性原則を徹底、勧誘行為に対する規制を一層厳格化した。

③取引員許可のための純資産と、取引員ごとの取引リスクに対応した純資産額規制比率維持制度の導入を定めた。

④商品取引員に対する監視・監査体制の一層の強化を図るため、主務省と自主規制機関（取引所、日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金）との連携を強化するとともに、それぞれの監視・監査体制を強化する。

主務省は、これら制度改革を実効化するためには、関係者のコンプライアンス確保のための体制強化やビジネスモデルの転換を含む積極的な取組が不可欠だとし、我が国商品先物市場の市場参加者構造があるべき姿に変容し、産業インフラとしての機能を提供する経済システムとして、社会的信頼を向上させることを期待している。

委託者債権保全の要（かなめ）に

日本商品委託者保護基金が発足

承継財産は405億円

商品先物取引の新しい委託者債権弁済機関として、「委託者保護会員制法人　日本商品委託者保護基金」が4月22日、誕生した。改正商品取引所法の施行と同時に5月1日に業務を開始した。これによって、昭和50年10月に発足した「社団法人　商品取引受託債務補償基金協会」は新機関に使命をつないで30年の歴史に幕を下した。

この委託者保護基金は、改正商取法の基本理念の第一にあげられている「委託者債権保全制度の拡充」のために創立された。その狙いは、商品取引員の経営破綻等の場合にも、委託者の債権が確実に弁済されることが商品先物市場への信頼性向上にとって不可欠で、証券・金融分野の投資者保護の仕組みの充実にならって、より信頼性・透明性の高い委託者債権保全制度を実現すること。そのため、取引員全員加入の基金制度とした。

東京・丸の内の東京會舘で開かれた創立総会で、農林水産省の田辺義貴商品取引監理官は、「委託者債権保全と商品取引員の手元流動性確保の兼合いは、ビジネスへの影響も大きく、法改正にあたって最も議論のあったところだが、このような基金制度に着地してよかった。新制度下の商品取引員許可業務が錯綜して、創立総会までに、まだ3分の1の許可が間に合わなかったが、いずれ全員加入しなければならないもので、新法の下での要としての役目を担っていってほしい」と呼び掛けた。

経済産業省の宮本聡商務課長は、「何よりも委託者債権の保全が大切なことで、新法施行の5月1日以降が正念場になる。新証拠金制度、アウトハウス型クリアリング制度、勧誘行為

創立総会

【2面へつづく】

先物春秋

月刊文芸春秋のホリエモン特集が話題を呼ぶ中で堀江貴文ライブドア社長が米相場を語っている。

「当時（江戸）の大坂商人は金融テクノロジーに非常に長けていて、世界で初めて先物取引をやったのは堂島の米相場だったといわれています。いわばヘッジの先駆けですね」。堀江氏は先物市場への進出に意欲満々とも伝えられる▼百年前、商人文庫が創刊された。当時、商人に学問は不要との風潮を排し、20世紀を生きる商人には商業知識こそ必須と説いた。一般の商売と投機との違いをこう述べている。商売には得意先があるが、投機には得意先はない。商売は薄利永続、投機は一攫千金、商売は勤勉を旨とし、投機は知略の勝負。商売は腕、投機は頭。「商業は商戦場裏の正兵なり、投機は奇兵なり」▼投機と物価変動の関係についても商人文庫は的を射ている。取引所の商品は相場の変動が甚だしく、投機の弊害との説には首尾転倒の論と一蹴する。「投機が物価をして変動多からしむに非ず。物価の変動多き商品にして初めて投機の目的物となり得る」。取引所に上場すると物価変動の幅を狭くするが、変動の度数は多くなるとも述べている。小波動は頻発するが、大波動は抑えられることを、一世紀前に喝破しているのだ▼今年は鉄と米と、巨大商品が相次いで上場され、奇兵隊も続々名乗りを上げそうである。株の仇を商品でという投機層も増えるかもしれない。あらゆる意味で商取元年の豊穣を祈りたい。（泉）